



2019年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社エンビプロ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐 野 富 和
(コード番号：5698 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 竹 川 直 希
(TEL. 0544-58-0521)

環境省初「規制のサンドボックス制度」認定に関するお知らせ ～IoTを用いた次世代型 広域リサイクルの実証～

当社と当グループの株式会社しんえこ（本社：長野県松本市、代表取締役社長 春山孝造、以下、「しんえこ」）が、環境省認定案件としては初、全省横断でも5事例目となる「規制のサンドボックス制度」の認定を受けました。

この実証では、IoTを用いた次世代型の広域リサイクルモデルを導入し、リサイクル率やリユース率の向上効果、スケールメリットの費用削減効果などを検証していきます。

【規制のサンドボックス制度】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>



【1. 背景】

各家庭からは、古紙、古着及び金属類といった、再生利用可能なモノが廃棄物として大量に排出されており、これらは資源物として再生利用等の循環を行うことが望ましいとされています。

しかしながら、現状では一般廃棄物は、市町村単位での処理が原則とされ、排出物が廃棄物であるとされた場合、その処理については、市町村単位の許可が必要とされています。

したがってこれら資源物であっても多くの場合、市町村内で処理されることが一般的となっており、スケールメリットを活かすことができないため、単位量あたりの処理費や人件費等の費用が高くなり、これらの資源物は、循環資源として利用されることなく廃棄物として処分され、結果として、必ずしも循環型社会の形成が進んでいない状況と言えます。

また、とりわけ地方部においては、人口減少社会の中で、財政負担による廃棄物処理等の行政サービスを維持することが難しくなっていくことも予想され、集団回収等の実施が困難な地域が今後増加していくことが懸念されています。

【2. 内容】

本実証では、長野県北部の13市町村に回収ボックスを設置し、回収ボックスを通じて、住民から資源物（古紙、古着及び金属類）を回収します。

IoT技術を活用し、回収ボックスに装備したIoTセンサーにより、各回収ボックスの堆積状況を遠隔で確認・把握しアルゴリズム解析を行うことにより、資源物の最適な回収ルートを実タイムで把握することができ、回収効率の高い回収が行えることによりCO2の削減にもつながります。

回収した資源物は松本市及び安曇野市に設けた資源マネジメントセンターで循環利用を行います。

また、高度なリサイクル技術を用い、これまでは廃棄物として再使用、再生利用等に用いられなかった品目を循環利用し売却することも可能となります。

このように、資源物の広域処理が可能になれば、スケールメリットを活かすことが可能となり、回収単位量あたりの処理費及び人件費等を大きく減少させることが可能となります。

【3. 認定の概要】

認定省庁	環境省
認定日	2019年4月8日
実証期間	2019年4月10日から2020年4月9日まで（1年間）
対象資源物	古紙、古着及び金属類
事務所及び事業所の所在地	事務所及び事業所 長野県松本市大字島立2346番地
	事業所 長野県安曇野市豊科5170番20他6筆
実施場所	長野県松本市、安曇野市、塩尻市、大町市、池田町、山形村、朝日村、筑北村、麻績村、生坂村、白馬村、小谷村及び松川村 ※資源マネジメントセンターは、長野県松本市及び安曇野市に所在

【4. 実証概要】

巻末の「IoTを用いた次世代型 広域リサイクルの実証」をご参照ください。本実証についての概要（目的、計画、実証地域、課題となった規制、関係法令等）が記載されています。

【5. 会社概要】

(1)	名 称	株式会社しんえこ
(2)	所 在 地	長野県松本市大字島立2346番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 春山 孝造
(4)	事 業 内 容	金属スクラップの再資源化、産業廃棄物の再資源化
(5)	資 本 金	100百万円
(6)	設 立 年 月 日	2002年2月
(7)	株 主	株式会社エンビプロ・ホールディングス

【6. 今後の見通し】

本件に伴う、2019年6月期の業績に与える影響は軽微であります。今後、業績に与える影響が生じた場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上

■■関連資料■■

IoTを用いた次世代型 広域リサイクルの実証

申請者 株式会社エンビプロ・ホールディングス
株式会社しんえこ

主務大臣 環境大臣（事業所管／規制所管）

実証目的

- ・この実証では、広域リサイクルモデルを導入し、リサイクル率の向上効果、スケールメリットの費用削減効果及び民間事業としての持続可能性を検証。
- ・広域リサイクルモデルを日本各地へ広げ、回収におけるCO₂の排出削減、回収率やリサイクル率の向上を通じて、資源循環型社会の推進に貢献することを目指す。

実証計画（実証期間：2019年4月～2020年4月（1年間））

- ① リサイクルや再利用が可能な古紙、古着及び金属類を対象。
- ② 長野県北部の広域エリア（13市町村）（※）に、IoTセンサーを装備した回収ボックスを設置。
※ 実証地域の面積は2,978km²、人口は約48万人（参考：東京都は、それぞれ2,194km²、約1,386万人）（2ページ参照）。
- ③ IoT技術を活用し、すべてのボックスの堆積状況を遠隔で把握。
- ④ 遠隔把握した堆積状況をアルゴリズム解析し、市町村をまたいだ広域で、効率的なルートで回収。
- ⑤ 資源マネジメントセンター（松本市・安曇野市）で集中リサイクル。



サンドボックス実証を行う地域について

市町村	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
松本市	978.47	102,448	241,074
安曇野市	331.78	35,990	94,673
塩尻市	289.98	27,373	66,894
大町市	565.15	10,899	26,747
池田町	40.16	3,529	9,491
山形村	24.98	2,899	8,377
朝日村	70.62	1,456	4,380
筑北村	99.47	1,739	4,378
麻績村	34.38	983	2,648
生坂村	39.05	670	1,676
白馬村	189.36	4,299	9,422
小谷村	267.91	1,244	2,817
松川村	47.07	3,526	9,686
実証地域計	2,978.38	197,055	482,263
(参考)			
東京23区	627.57	5,052,079	9,569,121
東京都全域	2,193.96	7,020,186	13,857,443

(出典)

世帯数及び人口：長野県平成31年1月31日プレスリリース
東京都平成31年1月29日プレスリリース

面積：国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」



課題となった規制について

サンドボックス実証を申請する背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃掃法」）

- 廃掃法は、廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な処理（収集、運搬、保管、再生、処分等）を目的。
 - 家庭から排出された廃棄物等（一般廃棄物）の収集、運搬又は処分を行おうとする者は、それぞれの市町村長から許可を受けなければならない（同法7条1項及び6項）。また、許可は、市町村の自治事務である。
 - ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者等は、許可不要（同条1項ただし書及び6項ただし書）。
- ※ 環境省（旧厚生省）の通知では、古紙、古繊維、くず鉄(古銅等を含む)及びあきびん類は、許可が不要とされている（いわゆる「専ら物」）。

新技術等関係規定に違反しないことの方

- 株式会社しんえこは、古紙、古着及び金属類の広域回収及び処分に関して、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者に該当するため、廃棄物処理法上の許可は不要。
- ※ 更に、本件実証においては、回収ボックスへの監視カメラの設置や警察への通報により、リサイクル対象品目以外の混入を防止していること、回収から循環利用までを記録し、トレーサビリティを確保していることから、廃掃法の目的である適正処理にも反しない。

(参考) 関係法令等

法律

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）（※下線は申請者が追加）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

通知

○環整第43号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日（改定 昭和49年3月25日 環整36号））（抄）

第3 産業廃棄物に関する事項

4. 産業廃棄物処理業

(1) (略)

(2) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

(参考) 規制のサンドボックス制度の仕組み

- 生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行。以下「法」という。）に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設されました。
- 本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

【認定後の流れ】

- 実証計画に基づく実証の終了後、当該実証計画に規定された新技術等関係規定を所管する大臣は、法第20条に基づき、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における同様の規制の状況、技術の進歩の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされています。
- また、革新的事業活動評価委員会（「評価委員会」）は実証の終了後、当初の評価どおりに当該実証が革新的事業活動の実施につながったかどうかの確認を行います。



- ◇ 実証結果を踏まえ、主務大臣が規制の見直しを検討
- ◇ 新たな技術やビジネスモデルの速やかな社会実装